

気候変動に関する政府間パネル第33回総会 (IPCC-XXXIII) 報告

独立行政法人海洋研究開発機構
IPCC 貢献地球環境予測プロジェクト
特任上席研究員 近藤洋輝



1. はじめに

標記会議は、アラブ首長国連邦 (United Arab Emirates) ・アブダビ(Abu Dhabi)で2011(平成23)年5月10～13日に開催された。276の各国代表および、世界気象機関 (WMO)、国連環境計画 (UNEP) 等39の国際機関等から合計331名が参加した。日本からは、WG1関係では、文部科学省から環境エネルギー課本康志専門職、参与の小職、気象庁から地球環境・海洋部倉賀野連地球温暖化対策調整官、その他では、環境省、経済産業省の関係官、および、(独)産業技術総合研究所、(財)日本気象協会、地球産業文化研究所(GISPRI)の関係者が参加した。

今回の総会における**主要議題**は、直前の週に同地で開催されたWGIII第11回全体会合(5月5～8日)で政策決定者向け要約(SPM)の承認と本文(Underling Report)の受諾がなされた、「再生可能エネルギー源と気候変動緩和に関する特別報告書 (SRREN=Special Report on Renewable Energy Sources and Climate Change Mitigation) についての報告を受諾すること、及び、前回の第32回総会で、インター・アカデミー・カウンセル (IAC=InterAcademy Council)によるIPCCレビューへの対応の審議において結成された、4つのタスクグループ (TG)の報告に基づく審議をすることである。

後者に関しては、各TGのテーマごとの分科会 (CG = Contact Group) に分かれ、原則として同時に2つを平行して進め、全体会議でまとめるという方式がとられた。テーマとは、**手続き規則(Procedures)**、**管理運営体制(Governance and Management)**、**利益相反対策(Conflict of Interest Policy)**、**コミュニケーション戦略 (Communication Strategy)**である。

以下、採択された会議文書及び会議でのメモに基づき、ENB(Earth Negotiations Bulletin)も参考に報告する。

2. 開会

パチャウリ IPCC 議長は、開会を宣言し、「惑星地球にとって持続可能なエネルギーのセンター」を志向する都市であるアブダビで、**SRREN** が発表されることは適切なことであると述べた。また、IACのレビューは、IPCCに今後の課題に備える歴史的な機会を提供しているが、断片的な対応を性急にすることをさけるよう求めると共に、包括的な観点や注意深い検討や対話の必要性を強調した。

世界気象機関(WMO)のレンゴーサ(Jeremiah Lengua)事務局次長は、IPCCが現在作成中である「気候変動への適応の進展のための極端現象と災害のリスク管理に関する特別報告書 (SREX=Special Report on Managing the Risks of Extreme Events and Disasters to Advance Climate Change Adaptation)」のもたらす

結論は、WMO加盟国にとって重要であることを指摘した。また、「気候サービスに関する全球的枠組み(GFCS=Global Framework on Climate Services、第3回世界気候会議<2007年>で採択)は、気候変動問題に関する国際活動を強化する機会となると強調した。この会議の時点でまもなく開催される予定のWMO総会(第16回世界気象会議:Cg-XVI、5月16日~6月3日於ジュネーブ)では、世界気候計画(WCP=World Climate Programme)に関し、GFCSに対してより密接に足並みをそろえた再編が検討される予定であると述べた。今回のIPCCは、IACのレビューに基づく対応により一層強化されることになるであろうと述べた。

国連開発計画(UNEP)のギルラース(Peter Gilruth)代表は、政策決定者に情報提供するIPCCが、強力で、信頼され、コミュニケーション志向があり、現代的であることを、これまでになく必要としていると述べた。UNEPは、IACの勧告、特に管理運営体制に関する勧告への対応について、助言を提供することができるので、活用するよう呼びかけた。この会議では、IPCCの新たなページを開くような決定的な決定を楽しみにしていると述べた。

気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)のブラデュ(Florin Vladu)代表は、カンクン合意では、開発途上国にたいして、技術移転のメカニズム、適応委員会、及びグリーン気候ファンドなどを含む、包括的な約束が含まれていることや、また工業化以前からの温度上昇目標を2°Cとすることより各政府が低炭素経済に向けて進む志向を示していることを指摘した。また、カンクン合意で求められている、長期目標に対する2013-15年のレビューの重要性と、IPCCが重要な政策に関する(Policy relevant)情報を提供することへの期待とを強調した。さらに、SRRENとSREXは、UNFCCCの、科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTA=Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice)及び実施に関する補助機関(SBI=Subsidiary Body for Implementation)に対して、それぞれ関連していることを強調した。

3. 「再生可能エネルギー源と気候変動緩和に関する特別報告書(SRREN)」について

WGIIIのイーデンホーファー(Ottmar Edenhofer、ドイツ)、ソコナ(Youba Sokona、マリ)、及びマドルガ(Ramon Pichs Madruga、キューバ)の3共同議長からSRRENに関する審議、とくにそのSPMの審議についての概要報告があった。イーデンホーファーは、その中で、審議によって、SPMが改善されて完成したことを強調した。総会は、報告を受け入れ、WGIIIが受諾した本文、及び承認したSPMからなる、SRRENを受諾した。

(参考) :

以下は、IPCCの記者発表で示された、SRREN/SPMにおける、**主要な知見**である :

- 世界のエネルギー供給の80%近くは、今世紀半ばまでに、特別の権限による正しい公共政策に裏打ちされれば、再生可能なもので実現可能である。
- 増加中の再生可能なエネルギーの導入によれば、2010~2050年において、二酸化炭素相当で220~560ギガトン(1Giga=10億)相当の累積的な温室効果ガス節約の可能性が示唆される。
- 評価された上限のシナリオでは、BAU(経済活動現状維持)において予測される温室効果ガス排出量のおよそ3分の1の削減となり、温室効果ガスを、450ppm(CO2相当量:小職の補正)に維持することを支援する可能性がある。
- 2008年及び2009年において、全球的に新たに追加された、約300ギガワット(1GW=10億W)の発電能力のうち、140GWは、再生可能エネルギーによる。

さらに、発表では、これらの知見は、工業化以来の全球気温上昇を2°C以下に止めるという、UNFCCCので確認された政策目標に向けて貢献すると述べている。

4. IAC報告書の勧告への対応: 諸過程と手続き規則(Process and Procedures)についてのレビュー

4つの分科会(コンタクトグループ)に分かれて、4つのタスクグループからの勧告に基づき検討がなされた結果は、全体会合に報告・審議が行われた。

4-1 手続き規則(Procedures)について

コンタクトグループの検討の結果は、「手続き規則に関する提案」として全体会合に上程された。審議の結果

は以下のようになった。いずれも重要な内容であるが、IAC 勧告とそれに対する IPCC 対応の主なものおよび、IPCC が独自に検討した結果をまとめる。

スコーピング会合参加者の選定：

各作業部会の評価報告書、特別報告書、メソドロジー報告書(インベントリー・ガイドラインなど)、及び統合報告書は、既存の IPCC 規則で、スコーピング会合はアウトラインの案(説明文書は適宜付ける)を策定することになっている(「IPCC 業務の運営原則」の付録 A の第 2 節)。

[IAC 勧告]：IPCC は、スコーピング会合参加者の選定においてその過程と基準をもっと透明にすべきである。

⇨**[IPCC 対応]：**現行の IPCC の手続き規則には、スコーピング会合に関することが含まれていないので、以下を追加した。

- 参加候補者の指名推薦(Nomination)は、各国フォーカルポイント、IPCC 参加機関、及び IPCC ビューローメンバーに求める。
- 参加者は、対応する WG ビューロー/タスクフォース (TFI) ビューローにより、統合報告書の場合は、WG の全共同議長の助言のもとで IPCC 議長により、それぞれ選定される。
- 参加者選定に当たっては、以下の基準(Criteria)への考慮を払わなければならない：
 - － 見解の範囲をふくむ、科学的、技術的、社会—経済的専門知識、
 - － 地理的バランス、
 - － 以前に IPCC に関係した経験がある専門家とない専門家の混合
 - － 男女のバランス
 - － 政府を含む、利害関係者やユーザーグループからの背景を有する専門家
- WG のビューロー/タスクフォースビューロー (TFB) は、ただし統合報告書の場合は、IPCC 議長は、どのように選出の基準あるいはその他の考慮が適応されたかの記述を含む選出過程及び参加者リストを、総会に報告することとする。

CLAs 及び LAs の選出

[IAC 勧告]：IPCC は、CLAs 及び LAs の選出のための、公式な基準や手続き規則のセットを確立すべきである。

⇨**[IPCC 対応]：**公式の基準は現行の IPCC 手続き規則に含まれているが、既存制度の強化として、実施と透明性の強化を進めるため、既存の「IPCC 業務運営の原則」に対する付録 A の 4.2.2 を改正し、

- 男女のバランス
- 以前に IPCC に関係した経験がある科学専門家とない科学専門家の混合

について考慮することを付け加える。

[IAC 勧告]：IPCC は、その WG II 報告書の地域的な内容の章の執筆チームに、地元の専門家を取り入れるようあらゆる努力をすべきであるが、地域外の国の専門家もまた、評価に必須の貢献が可能な場合は取り入れるべきである。

⇨**[IPCC 対応]：**この勧告は、32 回総会で合意され、すでに第 5 次評価報告書(AR5)に向けて実行されているが、「IPCC 業務運営の原則」に対する付録 A の 4.2.2 に上記の内容を反映させることに決した。

データおよび文献の出所

[IAC 勧告]：IPCC は、公表されていない、あるいは査読されていない文献の利用に対する手続き規則を強化・実施すべきであり、その中には、そのような情報をどのように評価するかについてのより特定化したガイダンスを出すことや、どのようなタイプの文書が受け入れられないかに関するガイドラインを追加することや、公表されていない、あるいは査読されていない文献は、報告書の中で適切に目印を付けることなどが含まれる。

⇨**[IPCC 対応]：**32 回総会で、すでに、「IPCC レポートにおける文書の利用に関する一般的ガイダンス」を改定しているが、さらに今回 33 回総会は、その別紙 2(ANNEX 2)を更新しておきかえることを決定した。

別紙 2(ANNEX 2)：「IPCC 報告書における、文書の利用手続き規則」で追加された主要点：下記の手続き規則が付加された。

① CLAs 及び LAs の責任

***LAs** は、全ての出所がこの別紙②の手続き規則に従って選定され、用いられていることを保証する。

***執筆チーム**は、いかなる出所（出典）からのものでも、取り入れたい情報は批判力を持って評価することが求められる。各章のチームは、各出所の質と妥当性を査定すべきである。執筆者は、公的にあるいは、市場で入手不可能な情報を取り入れたい場合には、全引用とそのコピーを、なるべく電子ファイルで、関連する技術支援室(TSU)に送付することが求められる。英語以外の言語で書かれないかなる出展源も、英語による概要または要約が求められる。

*これらの手続き規則は、政府あるいは専門家の査読期間において、専門家査読制度のある雑誌で掲載に向けた手続きの最中にある論文にも適用される。

② RE(Review Editor)の責任

***REs** は、この別紙2の手続き規則の適用に一貫性を保証するよう、執筆チームに対する支援を行い、指針を提供する。

③ WG/TFB の共同議長の責任

*公的にあるいは市場で入手不可能な情報源に関して、報告書に向け連携しているWG/TFBの共同議長は、査読過程において、査読者が要請した場合、それらの情報源を利用可能にする。

④ IPCC 事務局の責任

*公的にあるいは市場で入手不可能な情報源に関しては、「IPCC 評価報告書、統合報告書、特別報告書、あるいはメソドロジー報告書において生じうる誤謬に取り組むためのプロトコル」をサポートするために、IPCC 事務局は、IPCC 報告書の公表後に、これらの情報源を保管する。

すべての範囲にわたる見解の取扱い

[IAC 勧告] : LAs は、幅広い科学の見解が考慮されたことを明記すべきであり、CLAs や REs は、適正に文書化された別の見解に対しても十分な考慮が払われることで満足すべきである。

⇔**[IPCC 対応]** : 32 回総会は上記に同意した。33 回総会は、IPCC 規則の 4.2.2 「LAs の選出」、4.2.4.1 「(専門家による) 第 1 次査読」および 4.4.1 「統合報告書」を改正し、付録 A の第 4 節の下に、下記のように、「見解の多様性の扱い」という新たなサブ・セクションを設けることを決めた。

4.2.2 LAs の選出

「…ある報告のある節あるいは章に関する CLAs 及び LAs のグループの構成は、広範な、科学的・技術的・社会・経済的な見解、専門知識および地理的代表性を考慮する必要性を反映させ・・・」

4.2.4.1 (専門家による) 第 1 次査読

「…第 1 次査読は、WG/TFB 共同議長により査読に回すべきである。査読は、政府あるいは参加機関により指名された専門家により実施させる。加えて、WG/TFB 共同議長には、広範な、科学的・技術的・社会 - 経済的見解、専門知識、及び地理的代表性がかかわることを求めさせる…」

4.4.1 統合報告書

「…IPCC 議長は、広範な、科学的・技術的・社会 - 経済的見解、専門知識、性別、及び地理的代表性を考慮する必要性を留意してビューローにより合意された構成の執筆チームをリードする。」

見解の多様性の扱い

評価報告書、統合報告書、及び特別報告書において、章のチーム (CLAs, LAs, 及び REs) は、バランスのとれた評価に表わされる、広範な、科学的・技術的・社会 - 経済的見解を考慮することが求められる。著者は、証拠の強さや、科学的・技術的・社会 - 経済的文書における合意のレベルに主に依拠する、科学的にまた技術的に正しい証拠を表現する、標準化された(calibrated)不確実性の言語を用いるべきである。」

報告書の査読

[IAC 勧告] : IPCC は査読者のコメントへの対応において、より焦点を絞った、効率的なプロセスをとるべきで

ある。その場合、REsは、査読コメントを受理した後すぐに差読者に指摘された最も顕著な問題を要約して文書化する。著者は、REsにより同定された、最も顕著な問題に対しては文書による詳細な対応を、編集上ではないすべてのコメントに対しては、短縮した文書の対応を、そして、編集上のコメントに対しては文書によらない対応をそれぞれ提供することが求められる。

[IAC 勧告]：IPCCは、REsがその権限を行使して、査読者のコメントが著者に適正に考慮され、純粋な論争が適正に報告書に反映されることを保証するよう奨励する。

⇨**[IPCC 対応]**：第32回総会は、上記2つの勧告に同意し、後者に関しては、その実現をWG/TFB共同議長に求めた。両勧告は、さらに、TGの検討を経て、本総会で審議した。本総会では、2つのステップで対応することを検討した。第1には追加ガイダンスの作成であり、第2には、手続き規則の関連部分(4.2.4)のさらなる検討である：

総会は、各WGビューローとTFIに対し、AR5の評価プロセスの実施に間に合うよう、上記両勧告に十分対応した追加ガイダンス文書を作成・合意を要請することを決めた。各WGビューローとTFIは、ガイダンス文書「REsの役割」を検討する。IPCCは、今後の総会で、必要に応じて手続き規則を改定する。

査読の質のさらなる確証

総会は、AR4では、WGIIでは、専門家による査読が十分なされなかったとして、査読の改善にむけ、各WGビューローとTFIの共同議長は、各査読期間に、差読が内容を完全にカバーすることを保証し、横断的な部分は関係する著者や共同議長を通して再チェックするよう、包括的なレビューをアレンジすることを決めた。

報告案の秘匿性

総会は、正式に専門家や政府の査読に出された、IPCC報告書、技術文書、それらの査読のコメント、及びそれらに対する著者の対応は、報告書を総会が受諾し完成した後に可能な限り早く、IPCCのウェブサイト公開すると決した。IPCCとしては、報告書案は、受諾前は未決定版であるとして、査読者には内密に送付し、一般へは配布も引用もすべきではないと考える。

政策決定者向け要約(SPM)

総会は、既存のIPCCの手続き規則(「手続き規則」の4.3)を改定し、承認を行う全体会合の前に提出する、文書によるコメントに関連した現行の慣例を明確にすることを決定した。また、承認を行う全体会合におけるCLAの役割に関する現行の慣例についても、既存の手続き規則を改定し、「SPMが、報告書本文における知見と十分に一貫性があるかについては、CLAsに助言を求める」とした。

そのほか、可能性のある(possible)誤謬の取扱いについては、IPCC手続き規則の別紙(Annex)として「既に公表された評価報告書における、可能性のある誤謬に関するプロトコル」を採択した。

また、不確実性に関する証拠の評価と取扱いに関して総会は、「不確実性に関するガイダンス文書」に記述された不確実性の取扱いが、評価報告書、特別報告書、統合報告書、技術文書への適用において共通の対応であることを支持した。

さらに、IPCCガイダンス資料(Guidance Material)に関しては、その作成、改訂、分類を行う手続き規則はさらに改善を検討することに決めた。

総会はまた、手続き規則に関するTGに引き続き懸案の検討課題に取り組み、次の34回総会で報告することになった。

4-2 管理運営体制 (Governance and management) について

管理運営体制に関するTGの検討結果に基づき、コンタクトグループで検討した結果が総会に報告され、結論として、**Executive Committee (EC)**を設置すべきという勧告を考慮し、総会と総会の間以下のような主な内容のもとにその設置を決めた。

* **ECの任務は：**

— 総会と総会の間で、IPCCの作成物(プロダクト)及び作業プログラムに関連した緊急の課題に

取り組む

- － IPCC コミュニケーション戦略に従い、コミュニケーションとアウトリーチの活動を行う。
 - － IPCC の「IPCC 評価報告書、特別報告書、インベントリー・ガイドラインにおける可能な誤りへの取り組みについてのプロトコル」に従い、すでに公表した評価報告書その他の作成物において可能な誤りへの対応を監視する
 - － 評価およびその他の関連する IPCC 作成物に関わる活動や問題に関して、各 WG および TFI の間の連携を強化する
 - － 総会の要請により、その他の活動を行う。
- * **EC のメンバーは：**
- － IPCC 議長（EC の議長に就く）
 - － WGs および TFI の共同議長
 - － IPCC 副議長
- * **EC の助言メンバーは：**
- － 事務局長
 - － 4つの技術支援室（TSUs）の室長議長

なお、総会は、次期ビューローの選出の前に EC の任務、構成、活動形態を再検討することを決めた。

IPCC 議長の任期や WG 共同議長の任期は、1 評価期間に限るという IAC 勧告を考慮したうえで、以下のよう
に決定した：

- **IPCC 議長、WG 及び TFI の各共同議長および IPCC 副議長の任期**は、IPCC で定められた各ポストの 1 期間*（あるいは、総会で決められる期間）に限定される、**但し**、総会の決定によっては個別的には同一のポストにさらなるもう一回の期間にたいして選挙への候補指名が可能である。
*注：現行の IPCC 規則では、主要な IPCC 評価報告書の作成のための評価サイクルとして定義されている
- 上記の IPCC 議長、WG 及び TFI の各共同議長および IPCC 副議長の任期の限定は、次の期及びそれ以降の期に適用される。

総会はさらに、ある IPCC 議長から次の IPCC 議長への連続性の問題に関しては、選挙手続きの見直しの一部として考慮することに決した。

IAC に勧告された、事務局を指揮する新しいポスト：“**Executive Director (ED)**”の設置に関しては、総会は以下のように決した。

- **IPCC 事務局長(Head of Secretariat)**は、国連機関における規則に従った採用によるポストとして維持する。
- **IPCC 事務局長の職務**は、現状とほぼ同様に保つが、運営管理、コミュニケーション、手続き規則、利益相反に関する 33 回総会の決定を考慮する。
- **事務局の 2 つの上級のポストのタイトル**は、それらの立場や責任を正確に反映する観点から見直しをする。

総会は、IPCC が契約の更新、雇用期間の限定、職員の評価、上級職員の募集に関する決定にいかに関与するかを見直すこととし、34 回総会でその見直しを始める。事務局の任務に関しては、34 回総会で

IPCC ビューローの任務に関しては、諸規則等の改訂・補足に伴って更新された。

「管理運営体制」に関するタスクグループは引き続き残された課題に関して検討することになった。

4-3 利益相反策 (Conflict of interest policy) について

総会は、利益相反策に関する TG の報告に基づくコンタクトグループの検討の結果、グループにより結論付けられた結果を基本的に受け入れ、残された課題は 34 回総会に向け、引き続き TG に検討を続けてもらうことにして、この段階での結論として、「**IPCC 利益相反策**」案(付録が未完成)を採択した。

WG I、WG II、および TFI はすでに、上記と広汎に一致している、暫定的な利益相反策を実施しており、WG

IIIもそれを策定中であることに注目し、総会はTGに、WG_sやTFIに相談し「IPCC利益相反策」の付録A（実施）及び付録B（利益相反公開フォーム）の、それぞれまだ空欄である内容部分の案を作成することを要請した。さらに総会は、TGに、WG_s及びTFIのCLAs、LAs、REsに関する主要な実施策の役割を与える実施提案を策定することを要請した。総会はまた、WG_s及びTFIに、AR5に向けての活動を進める中で、利益相反策に留意し、最大限それらの活動が利益相反策に矛盾しないようにすることを求めた。

「IPCC利益相反策」の概要

主な目的は：

- IPCC、及びIPCCの報告書作成や活動に直接関わる者の正統性(Legitimacy)、正当性(integrity)、信頼性(trust)、信憑性(Credibility)を守ること。
- 参加を奨励し、IPCCの代表性や地理的バランスが損なわれることなく、社会の信頼を構築・維持しつづけることを保証すること。
- 利益相反が同定され、関係するグループに伝達され、対応されて、IPCCのバランス、成果物、およびプロセスに対しいかなる悪影響もないように保証すること。
- 報告する負担を最小限にする必要性と、IPCCのプロセスにおける正当性の確保のバランスを維持すること。

IPCC利益相反策の適用対象範囲の主な点については：

- 幹部の指導者（議長、副議長、WG_s及びTFI共同議長）、IPCCビューローの他のメンバー、TFIビューローのメンバー、及び報告書の内容に責任のある著者（CLAs、LAs）、REs、及びTSUsの専門職員に適用される。
- 全てのIPCC成果物で、評価報告書、特別報告書、メソドロジー報告書、技術文書(に限らないが)など。
- IPCC事務局の専門職員は、WMO及びまたはUNEPの被雇用者であり、公開及び倫理規定に従っており、それらは利益相反を含んでいる。

などである。

「利益相反」については：

- 現行の、専門上(Professional)・経済上・あるいはその他の利益により、個人が、IPCCのために義務や責任を果たすうえで客観性をはっきりと損なう、あるいはいかなる人または組織に対してでも公平でない有利性をもたらす可能性があるものを指す。
- この規則の目的のため、合理性のある人からみて個人の客観性に疑義を抱かせうる、あるいは公平でない有利性が生じているかどうか疑義を抱かせうるような状況は、潜在的な利益相反を形成する。
- 潜在的な相反は公開にするべきであり、具体的には：
 - － 重要な、関係する専門上およびその他の非金銭的利益：編集の指導的役割、民間部門の組織の助言委員会の委員、非営利あるいは権利擁護団体の役員メンバーなど：これらとの関係の全てが必ずしも利益相反を形成しない
 - － 重要な、関係する金銭上の利益：雇用関係、助言関係、投資、知的所有権利益、民間部門の研究支援資金源
 - － 個人が仕事上のあるいは関係する共有利益を持ついかなる人でもその人の、重要な関係する利益

4-4 コミュニケーション戦略

[IAC 勧告]：IPCCは、IPCCを代表して語るのは誰で、いかにして組織を適切に代表できるかについてのガイドラインなど、透明性・迅速で思慮深い対応・関係者への適切性を重視したコミュニケーション戦略を完成し、実施すべきである

IPCCは、以前から、この課題に取り組んでいたが、上記IAC勧告に対応してTGを新たに立ち上げて検討し、その結果に基づいて、今回はコンタクトグループが提案した「IPCCコミュニケーション戦略に関するガイダンス」を審議のうえ採択し、以下の結論を出した。

- IPCC事務局に、上記ガイダンスに沿った「IPCCコミュニケーション戦略」を詳細に策定し、財政上に及ぼす影響を検討のうえで、その案を次の34回総会に提出することを要請した。

- IPCC 事務局に、深刻な悪評被害を生じる危険をもたらすような、急速に拡大するコミュニケーションに対応する必要性についての**緊急対応策などの、戦略に関わる一連の手続き規則**の提案も付けることも求めた。
- IPCC 事務局に、**IPCC コミュニケーションの有効性の評価指標**に関して報告することを求めた。
- 「IPCC コミュニケーション戦略」の策定中は、上記ガイダンスを、IPCC 事務局、ビューロー、EC に適用することに決した。

IPCC コミュニケーションガイダンスの内容：

- ◆ **一連の原則**を打ち立てる：
 - － 客観性と透明性。
 - － 政策に関するものであるが、政策を規定するものではない。
 - － 引用は IPCC 報告書から。
 - － IPCC は独自の組織であり、タイムリーで、オーディエンス(発信対象)に適切である。
- ◆ **IPCC の全般的なコミュニケーションの展望**を定める。
- ◆ **発信対象**を定める。
- ◆ **コミュニケーションの言語**に取り組む。
- ◆ とりわけ、スポークスマンの代表性と選択、迅速な対応、誤り、メディア研修に関する**ガイドライン***を提供する：

*注：ガイドライン (Guidelines)：

- **公認されたスポークスマン**がどのように IPCC を代表するか：政治的中立性、科学的なバランスを保ち、IPCC でのポジションで語る際、気候政策に対する個人的見解を提唱あるいは伝達するように受け取られないようにする。
 - － **IPCC の組織全体の主要スポークスマン**は IPCC 議長、IPCC 副議長、あるいはそれらの代理である。
 - － **CLA や LA**にメディアがコンタクトして、IPCC の事柄に関して質問してくる場合、CLA や LA は、IPCC を代表するものではなく、IPCC 評価報告書を作成することにかかわっている研究科学者として対応していることを明確にすべきである。
 - － 効果的なコミュニケーションは、メッセージに関して一元化した調整の下でのみ保障される。他の機関に共通の慣行と一貫するよう、**上級コミュニケーション管理官** (注：現在事務局職員として募集中) は、メディアに対するコンタクトの最初の窓口であり、要請に応じ、承認された報告書や作成物に基づく、バックグラウンドの技術的情報を提供すべきである。**上級コミュニケーション管理官**はまた、IPCC の指導層やスポークスマンの中で、関連する適切な調整を確保し、IPCC ビューロー、EC、事務局、および各国フォーカルポイントに、コミュニケーションの活動について情報を提供し続けるべきである。
- **迅速な対応**について (詳細省略)。
- **誤り**について：

IPCC は、評価の科学的内容を変える恐れのある、潜在的な事実誤認を認める公式な手続き規則を策定中である。そのような潜在的な事実誤認に対応する場合、「既に発表された評価報告書における誤りに対応する IPCC プロトコル」に示されているように、誤りに対処するプロセスを監視する責任がある **EC** は、上級コミュニケーション管理官と緊密に接触して、タイムリーで説得力のある応答をすべきである。誤りが同定された場合、率直に対応し、訂正して、公式に認めるべきである。完全な対応は、メディアの仕事の周期に比べるとより多くの時間がかかる可能性があるが、問題が作成中の「既に発表された評価報告書における誤りに対応する IPCC プロトコル」に従って調べられていることを、メディアにも各国フォーカルポイントにも迅速に伝えることが重要である。

 - 計画中のコミュニケーション作成物(省略)
 - **メディアやプレゼンテーションに関する研修**

IPCC 事務局は、必要に応じて、WG8 や TFI と連携して、アウトリーチ活動の一環として、IPCC のメッセージをメディアに伝え、また IPCC の知見を発表することに関し、能力や効率性を強化する研修を行うことを十分に考慮すべきである。

- ◆ **IPCC コミュニケーションの制約の確立**

IPCC は、その報告書が政策に関連したものであるが、政策を規定するものではないところにその本質的な性格がある。それによって生じる様々なコミュニケーション上の制約がある点などを述べている(省略)。

◆ IPCC コミュニケーションの評価

IPCC 事務局は、IPCC コミュニケーションについての適切な評価をはかり、総会に報告する。評価の報告は、ビューローや EC に対しても定期的に行う。評価には特定の指標 (Metrics) を用いることで、コミュニケーションの努力の全般的な効率性や効果が、総会にとって明白になる可能性が考えられる。

5. その他

各 WG からは、AR5 に向けた、進捗状況についての報告があった。WG1 に関しては、ストッカー共同議長から、前総会以後の進展が報告された。

「極端現象に関する特別報告書(Special Report on Managing the Risks of Extreme Events and Disasters to Advance Climate Change Adaptation <SREX>)」の作成状況に関しては、バロス (Vincent Barros、アルゼンチン) WG II 副議長により、2011 年 11 月の採択予定に至るまでのスケジュールになどについて報告がなされた。

影響と気候解析のためのデータとシナリオのサポートに関するタスクグループ(TGICA)からは、フィールド (C. Field) WG II 共同議長から TGICA 共同議長は先進国側では選出され、途上国側がまだである旨報告があった。

IPCC 新シナリオの活動に関しては、フィールド WG II 共同議長から、社会経済シナリオに関するワークショップや、排出経路(パスウェイ)から切り離された社会経済条件の提供を目指す新世代の社会経済シナリオに関する進展の報告があった。

IPCC スカラシップ・プログラムについては、クリスト(Renate Christ)事務局長から報告があり、約 1000 人の応募があり、110 人の応募者まで絞られた、それから最終リストに示された候補者が選考された。また、資金提供団体や、プログラム運営の課題などについても報告があった。

6. 閉会

IPCC 第 33 回総会は、次回 34 回 IPCC 総会を、2011 年 11 月 14~17 日に開催することを確認したが、開催地に関しては、東アフリカ域として開催国は未定であり、確定し次第、ウェブサイトで通知することが報告され、会議は閉会された。

所感

今回の総会は、前回からの宿題としての IPCC 体制見直しに関する、重要な会議となった。各コンタクトグループの議論はいずれも重要な課題を議論したが、全て出席することはできなかったのも、小職は、利益相反策、及びコミュニケーション戦略のコンタクトグループに参加し、時間の関係で出席可能な際には、他のグループにも若干参加した。パチャウリ議長のあいさつに、「包括的で注意深い対応が必要であり、性急には結論を出さないでほしい」という趣旨のコメントに対応するように、いくつかの課題は次回の総会に持ち越されたが、主要な部分は、各コンタクトグループ、及び全体会合セッションの中で、かなり深い審議ができたのではないかと感じた。管理運営体制では、現行の体制からの移行という微妙なものがあり、さまざまな但し書きのついた部分が出てきたが、今後円滑な移行がなされるよう注視する必要があると思われる。

IPCC に関しては、これまで、メディア対応やコミュニケーション戦略が不十分であったと感じていた。また、評価報告書、特に AR4 の執筆陣や、スコーピング会合参加者の選定に関し、透明性やバランスなどで疑問を抱かせる面を感じていただけに、TG s による詳細な検討の結果に基づく今回の議論が、それらに対応した努力を傾けたといえる。今後の IPCC の活動がより確乎たる発展を遂げることを期待したい。

総会の直前に WG III により承認、受諾された、SRREN は、WG III の担当であり、WG I には直接関わらないが、将来の濃度シナリオにおけるエネルギー分野の点で関連性は十分にある。また、去る 3 月の東日本大震災・大津波による、原子力発電所の長引く被害から、世界的にエネルギー戦略の見直しの動きのある重要な時期に出てきたもので、極めてタイムリーな、政策に関連する (Policy relevant) IPCC 特別報告書であるといえる。総会としては、すでに WG III での審議の結果を受諾するという立場であったが、報告を受ける中で、この特別報告書の重要性が再認識された。

今回の開催地は、アラブ首長国連邦・アブダビで、気温が45度に及ぶ、超猛暑の地であったが、石油エネルギーに不自由のない国らしく、十分すぎるような冷房のもとで会議が行われた。ホテルも室温を25度ぐらいに調整しておいても、帰ってきてみると、21度に設定しなおされていたのには驚かされた。コンピューター室なみである。同国では、ドバイに続いて、大開発が進行中で、会場はそのような開発地の中にありまだ全体が完成していない超巨大な国際会議展示施設であった。